

あきる野市観光施設指定管理者審査要領

本要領は、あきる野市が、あきる野市観光施設「秋川橋河川公園」「第1水辺公園リバーサイドパークーの谷」及び「第4水辺公園秋川ふれあいランド」（以下「河川公園等」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により審査するための方法、基準等を示すものである。

1 審査対象団体

一般社団法人あきる野市観光協会（以下、「（一社）観光協会」という。）

※ 指定理由については、別紙「あきる野市観光施設の指定管理者について（指定理由書）」のとおりである。

（1）（一社）観光協会の本事業に対する基本理念

あきる野市観光施設の設置及び管理に関する条例に基づき、観光事業の振興及び観光資源の保全を図り、もって地域住民等との交流の拠点とすることを基本理念としている。

（2）（一社）観光協会の経営方針

（一社）観光協会は、あきる野市及び周辺地域と連携し、あきる野市の観光事業の振興を図り、地域経済の発展と文化の向上に寄与することを目的としている。

開園当初から長年にわたり、河川公園等の管理運営を行うとともに、観光資源の保全や観光に関するイベントの開催、観光宣伝及び観光客の誘致などの活動を行っている。

2 観光施設の概要

河川公園等は、河川管理者から市が河川占用の許可を受け、観光客の利便性と河川環境保全を目的にバーベキュー場としてトイレ、水道施設及び洗い場を整備している。

（1）施設の名称及び位置

名 称	位 置
秋川橋河川公園	あきる野市留原 750 番地の 1 先から 872 番地の 3 先までの河川右岸
第1水辺公園リバーサイドパークーの谷	あきる野市引田 776 番地
第4水辺公園秋川ふれあいランド	あきる野市小川 1343 番地 101

（2）施設の規模

名 称	規 模
秋川橋河川公園	公園総面積 23,038.54 m ²
第1水辺公園リバーサイドパークーの谷	公園総面積 11,203.26 m ²
第4水辺公園秋川ふれあいランド	公園総面積 8,425.20 m ²

3 指定管理者が行う管理区域の範囲

別紙管理区域図に示すとおりとする。

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設の利用等に関すること
- (2) 施設の維持管理に関すること
- (3) 環境保全に関すること
- (4) 環境保全協力費等の徴収に関すること
- (5) 施設の利用促進を図るための企画実施に関すること
- (6) その他設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務に関すること

5 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

6 指定管理者の指定管理料

なし

7 提出書類

（一社）観光協会は、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に規定する指定管理者指定申請書に次の書類を添えて、別途定める期間までに申請するものとする。なお、提出する部数は、正本1部、副本13部とし、(1)及び(2)の書類は、各施設ごとに作成するものとする。

(1) 指定管理者としての管理運営の状況について（令和2年度～令和5年度）

- ア 事業報告書の写し（評価項目1）
- イ 施設の管理運営に係る改善等の取組について（評価項目2）
 - （ア）各種事業やサービス等向上の取組など
 - （イ）収支状況（予算及び決算状況）など

(2) 事業計画書（令和7年度～令和11年度）

- ア 団体の経営方針について（評価項目3）
- イ 施設の運営方針について（評価項目4）
- ウ 施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について（評価項目5）
 - 各種事業やサービス等向上の取組など
- エ 施設の管理運営について（評価項目6）
 - （ア）事業計画書
 - （イ）年間行事予定
- オ 人員体制について（評価項目7）
 - （ア）職員の配置計画
 - （イ）職員の研修計画

- (ウ) 障がい者・高齢者・地域住民の雇用計画
- (エ) 有給休暇の取得、ハラスメント対策など適切な労働環境にあることが分かる資料
- カ 収支見込みについて（評価項目 8）
 - 収支予算書
- キ 個人情報保護対策及び情報公開について（評価項目 9）
- ク 苦情処理体制について（評価項目 10）
- ケ 危機・安全管理体制について（評価項目 11）
- コ 地域、市内事業者及び他施設等との連携について（評価項目 12）
- サ 環境への配慮について（評価項目 13）
- (3) 団体の経営状況について（評価項目 14）
 - ア 事業者概要（様式は任意）
 - (ア) 団体の沿革
 - 沿革については時系列で記載し、併せて事業内容も具体的に盛り込むこと
 - (イ) 代表者の履歴、役員名簿
 - 役員に他の法人と兼職する者がいるときは、その旨記載すること
 - (ウ) 団体の運営に関する資料及び施設管理運営の実績
 - 経営理念・方針、経営の効率化・透明性の確保、管理体制などが分かるもの
 - (エ) 指定申請の日が属する事業年度における法人の事業計画書及び収支予算書
 - イ 定款・寄附行為、規約その他これらに相当する書類（様式は任意）
 - 最新の情報を記載すること
 - ウ 法人登記事項証明書又は法人登記簿謄本等
 - 現在事項全部証明書（申請の日前 3 か月以内に発行されたもの）
 - エ 印鑑証明（申請の日前 3 か月以内に発行されたもの）
 - オ 財務関係書類（様式は任意）
 - 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業前年度を含む過去 3 か年の経営成績及び財政状況等を明らかにするための財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれに類する書類）
 - カ 納税証明書等
 - (ア) 法人税
 - (イ) 消費税及び地方消費税
 - (ウ) 法人事業税
 - (エ) 法人住民税
 - キ 労働保険に加入していることを証する書類（確定保険料若しくは概算保険料の申告書又は納付書のいずれかの写し（直近のもの））
 - ク 社会保険等に加入していることを証する書類（社会保険料納入証明書又は社会保険料領収書の写し（直近のもの））
 - ケ 就業規則（又は就業規則に準じるもの）

8 候補者の審査方法

(1) 候補者の審査方法

(一社)観光協会から申請された提出書類を受け、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を実施する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、(一社)観光協会からの説明を15分間、選定委員会の委員からの質疑応答を実施の上、次に示す評価基準により行う。

9 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価は、「良い」「普通」「悪い」の3段階評価とし、各評価項目について評価する。

評 価 項 目		評 価		
		良い	普通	悪い
1	指定管理者としての管理運営の状況について			
2	施設の管理運営に係る改善等の取組について			
3	団体の経営方針について			
4	施設の運営方針について			
5	施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について			
6	施設の管理運営について			
7	人員体制について			
8	収支見込みについて			
9	個人情報の保護対策及び情報公開について			
10	苦情処理体制について			
11	危機・安全管理体制について			
12	地域や市内事業者、他施設等との連携について			
13	環境への配慮について			
14	法人の経営状況について			
評価合計				

10 候補者の決定

評価基準に基づき提出書類とプレゼンテーションの内容を評価し、選定委員会の各委員の評価合計を集計する。この集計結果を基に、選定委員会において審議し、本施設の設置目的を効果的に達成することができると認められる場合には、(一社)観光協会を候補者とする。ただし、指定管理者としての能力を有しないと判断される場合には、別途、候補者の選定を行う。

1 1 審査結果

選定委員会の審査結果については、（一社）観光協会に文書で通知するとともに、団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した団体の選定理由及び事業内容の提案概要について、市ホームページで公表する。